

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院

2021.5.1 (Ver.1.0)

近年、厚生労働省は医療スタッフ間の連携を推進しており、現在多くの病院では下記に示した、疑義照会について、予め医師と薬剤師が協議のうえ病院内での対応を決め、地域薬剤師会又は各保険薬局との合意の下、薬剤師の裁量で変更を行っています。

当院におきましても、医師の診療時間確保と患者の投薬までの待ち時間軽減、さらに医薬品適正使用の推進に寄与出来ると考え、下記の運用方法を実施させて戴きます。

銘柄名処方に係る原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、それに従う。

I. 各種問い合わせ窓口・受付時間

受付時間： 平日 午前8:30～午後5:15
夜間 基本的には受け付けていません
土日祝 基本的には受け付けていません

①処方内容等に関すること(診療・調剤に関する疑義・質問)

各診療科ブロック外来 TEL: (045)891-2171[施設代表番号から各診療科ブロックへ]

②保険番号等に関すること(保険者番号・公費負担など)

医事科外来担当 TEL: (045)891-2171[施設代表番号から医事課科へ]

*緊急に対応が必要な場合は薬剤部(内線 151)へご連絡戴ければ、適切な対応をいたします。

II. 本プロトコルから除外すべき処方

当院医師は、処方せんに「疑義照会簡略化不可」のコメントを記載する。このとき、応需薬局は本プロトコルを適用できない。

III. 処方変更・調剤後の連絡方法

下記の事項について、保険薬局薬剤師が患者の同意が得られた場合には、原則として服薬情報提供書(トレーシングレポート)を用いFAXで当院薬剤部に連絡する。薬剤部を通じて連絡を受けた処方医は処方内容を修正し、次回に反映させる。但し、後発医薬品への変更はお薬手帳を用いた連絡方法を可とするため、連絡を不要とする(登録の無い薬品は、〇〇錠〇mg 使用可 等のコメントを追加し、次回処方に反映させる)。

IV. 「院外処方箋における合意書」に基づき調剤をするに当たり下記事項を遵守すること

(ア) 患者や家族に対し処方内容の変更による費用の増減等の説明を必ず行い、同意を得ること。

(イ) 処方医の指示やコメントを優先すること。

(ウ) 処方内容変更を「お薬手帳」や「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」を用いて、連絡すること。

(お薬手帳を用いた場合は、次回受診時、処方医へ必ず見せるよう指導すること)

(エ) 麻薬ならびに抗悪性腫瘍剤については、本プロトコルの対象としない。

(オ) 本プロトコルの運用に際し、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や生活保護法、厚生局の指導を遵守して対応すること。

V. 薬剤の変更調剤に関する疑義照会不要例

(但し、「変更不可」の欄にチェックがある場合、麻薬ならびに抗悪性腫瘍剤に関するものは除く。)

① 成分・用法・用量が同一の薬剤への変更調剤

(ア) 先発品から先発品の場合(銘柄の変更)

例 ジャヌビア錠50mg → グラクティブ錠50mg

(イ) 後発品から後発品の場合(*従来より、変更可であった事項)

例 ランソプラゾールOD錠15mg「武田テバ」

→ ランソプラゾールOD錠15mg「サワイ」

(ウ) 後発品から先発品への変更(本人の希望時のみ)

例 アムロジピンOD錠5mg → アムロジン OD錠5mg またはノルバスク OD錠5mg

(エ) 先発品の規格変更

例 アマリール錠1mg 3錠 → アマリール錠3mg 1錠

フェブリク錠20mg 0.5錠 → フェブリク錠10mg 1錠

ワーファリン錠1mg 0.5錠 → ワーファリン錠0.5mg 1錠

ワルファリンカリウム錠0.5mg 1錠

クラビット錠500mg 1錠 → クラビット錠250mg 2錠

(オ) 剤形の変更(外用剤は不可)

例 普通錠・カプセル → OD錠(逆も可)

カプセル → 錠剤(逆も可)

アレンドロン酸35mg → ボナロン経口ゼリー 35mg

ミヤBM錠 → ミヤBM細粒(逆も可)

バクタ配合錠1錠(粉砕) → バクタ配合顆粒1g

※医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。

※インスリンのデバイス変更は不可

※患者負担について必ず患者へ説明し、同意を得てから調剤すること。

(カ) 外用薬の規格変更(チューブ単位での容量変更)

例 リンデロンVG 軟膏 5g 2本 → リンデロンVG 軟膏 10g 1本

※軟膏剤⇔クリーム剤の変更は不可

※患者に説明後(価格等)、同意を得た場合に限る。

② 一包化調剤 患者の希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限り、医師からの一包化指示が得られたものとして一包化調剤を行うことを可とする。但し、「一包化不可」の指示がある場合を除く。

※1 一包化加算を算定する場合は、算定要件を満たしていること。

※2 患者負担について必ず患者へ説明し、同意を得てから調剤すること。

※3 各医薬品の特性・安定性データに留意し調剤すること。

③ 投与日数・用法の適正化及び残薬調整

(ア) 薬剤の特性から処方日数の間違いが明確な場合

例 アレンドロン酸錠35mg(週1回内服) 1錠 28日分 → 4日分

(イ) 明らかな用法間違いの変更

例 アレンドロン酸錠35mg 1錠 朝食後 → 起床時

ミグリトールOD錠50mg 1日3錠 3×毎食後 → 3×毎食直前

※1 アドヒアランス向上のためあえて違う用法に変更していないか、患者や家族、お薬手帳等での確認は必ず行うこと。

※2 時間指定など特殊な医師からの指示がある場合は、その指示に従うこと。

※3 漢方薬は、処方された用法に従うこと。

(ウ) 外用剤の用法

用法が空白や適用回数・適用部位・適用タイミング等が記載されていない場合、基本的(添付文書に記載されている)回数・タイミングを適応する。但し、口頭で医師より指示がある場合は、そちらを優先するので患者や家族からの聞き取りは必ず行うこと。

例 アドフィードパップ 40mg 1日1回 → 1日1回、1回1枚○○○(具体的適用部位)に貼付

(エ) 頓服の用法

用法が空白又は記載に明らかな間違いがある場合は、添付文書に記載のある用法へ変更する。

但し、特殊な使用方法を医師より指示されている場合があるため、患者や家族に必ず確認すること。

例 センノシド錠12mg 1回1錠 発熱時 → 便秘時

(オ) 残薬調整(但し、麻薬や抗悪性腫瘍剤に関するものは除く)

※定期的な服用(自己調節指示の有る薬を含む)をしていたにも関わらず残薬がある場合に限る。

※服用を自己中断している場合や服用忘れが多い場合は対象外とし、疑義照会を行うかまたは服薬情報提供書(トレーシングレポート)で報告を行うこととする。

(A) 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)。

例:クロピドグレル錠 75mg 30 日分 → 27 日分(3 日分残薬があるため)

例:ルリコンクリーム 1% 3本 → 2本(1本残薬があるため)

*減らす場合に限る。また、全く不要にする場合は疑義照会を必要とする。

- (B) 降圧剤や糖尿病治療薬など治療上必要性が高い薬剤で残薬調整する際は、機械的に残薬調整するのではなく、患者から検査結果等を確認するなどして、薬剤師による薬学的管理(服用状況と治療状況の評価)を必ず行い、問題がないと判断した場合に残薬調整を行うこと。
- (C) 同一患者で同一薬剤での残薬が発生する場合は、薬剤師として製剤変更や服用回数の見直しなどの処方提案を積極的に行うこと。
- (D) PPI、モサプリドクエン酸塩、ビタミン剤など、保険診療で漫然投与の制限がある薬剤で残薬調整をする場合は、薬剤師の立場で効果判定などの薬学的管理をした上で、処方医に対して処方削除の提案なども積極的に行うこと。
- (E) 残薬調整を行った場合、服薬情報提供書(トレーシングレポート)等に記載し、実際に交付した処方日数及び数量、指導内容、残薬が発生した原因等の理由を明記し報告すること。お薬手帳の場合は、次回受診時、主治医に必ず見せるよう指導すること。
- (F) アドヒアランスに問題があると判断される場合は、服薬情報提供書(トレーシングレポート)で当院へ情報提供を行うこと。
- (G) 次回予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方箋の日数を超えて調剤しなければならない場合は、必ず疑義照会すること。
- (H) 重複投薬・相互作用等防止加算を算定する場合(但し残薬調整に関するものを除く)は、疑義照会を行うこと。
- (I) 受診できない場合や災害等の対策として、予備の必要性を患者と十分話し合った上で、残薬調整に係る処方日数及び数量の変更を行うこととする。

国家公務員共済組合連合会横浜栄病院「院外処方箋における事前合意プロトコル」は、2021年5月1日より施行する。なお、本プロトコルは、必要時改定を行うものとする。

附則

厚生労働省による医療スタッフの協議・連携によるチーム医療の推進について(抜粋)

(平成22年4月30日医政発0430 第一号)

各医療スタッフの専門性を十分に活用して、患者・家族とともに質の高い医療を実現するためには、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有したうえで、医師等による包括的支持を活用し、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねると共に、医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。薬剤の種類、投与方法、投与期間などの変更や検査オーダーについて、専門的知見の活用を通じて、医師などと協議して実施すること。

国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院(以下、甲という)と保険薬局(以下、乙という)は、甲の院外処方箋に係る薬剤師法23条第2項の取り扱いについて、下記の通り確認した。なお、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

合意書

国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院(以下、甲という)と保険薬局名称: _____

_____ (以下、乙という)は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益を被らないように十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

記

I. 院外処方箋の疑義照会について

以下の場合には別紙記載の内容に従い、原則として疑義照会を不要とする。

- ①成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)
- ②内用薬の剤形変更(変更不可の処方を除く)
- ③内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更(変更不可の処方を除く)
- ④取決め範囲内での日数短縮・数量適正化
- ⑤薬事承認されている用法
- ⑥外用剤の取決め範囲内で用法追加
- ⑦一包化、半錠、粉碎あるいは混合
- ⑧その他

本合意書に定めのない事項又は本合意書に定める事項の疑義については、横浜市栄区薬剤師会・国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院間で協議して解決するものとする。

II. 開始時期について

開始時期: 2021年5月1日より開始とする。

III. 合意内容の変更等

合意内容の変更や解除については、必要時協議を行うこととする。

年 月 日

(甲) 横浜市栄区桂町132番地
国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院
病院長 細川 治 印

(乙)